

東通村避難計画

原子力編

(平成26年3月31日作成)

(平成28年7月21日修正)

(平成28年9月9日修正)

(平成29年11月8日修正)

(平成30年2月20日修正)

(令和5年3月17日修正)

東通村

目 次

東通村避難計画（原子力編）作成方針

1. 計画の基本的事項	
1-1. 本計画の趣旨	1
1-2. 本計画の位置づけ	1
1-3. 本計画の修正	2
1-4. 本計画の作成または修正に際し参考とすべきもの	2
1-5. 他避難計画との関係	2
2. 避難計画の対象範囲	
2-1. 本計画の対象範囲	4
2-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲及び人口	4
3. 避難計画の基本方針	
3-1. 緊急事態区分等の概要	5
3-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置	5
4. 避難方法および避難経路	
4-1. 避難方法	6
4-2. 学校施設及び児童が通所する社会福祉施設の対応	7
4-3. 関係機関の状況	8
4-4. 避難誘導中の環境測定	8
4-5. 残留者への対応	8
4-6. 一時滞在者、東通村内企業従事者への対応	8
4-7. 避難誘導時の食料等の支給について	8
4-8. 避難時の住民における留意事項	9
4-9. 誘導時の東通村職員における留意事項	9
4-10. 避難を円滑に行うための対応	9
4-11. 自然災害との複合災害が発生した場合の対応	9
4-12. 感染症流行下における対応	10
5. 避難行動要支援者等への支援	
5-1. 避難行動要支援者（在宅）への支援	18
5-2. 医療福祉施設等入所者への対応	18
5-3. 避難により健康リスクが高まる者等への対応	18
5-4. 受入施設の確保	18
6. 安定ヨウ素剤の配布、服用等	
6-1. 安定ヨウ素剤の配布、服用に係る方針	20
6-2. P A Z内への安定ヨウ素剤の事前配布	20
6-3. P A Z内への安定ヨウ素剤の緊急配布	20
6-4. U P Z内への安定ヨウ素剤の緊急配布	21

7. 避難等に関する広報、情報伝達	
7-1. 広報手段	23
7-2. 主な広報内容	23
7-3. 関係機関への指示、情報伝達	24
8. 避難の実施	
8-1. 避難実施計画（案）の準備	25
8-2. 避難実施計画の作成時期	25
8-3. 避難実施計画の作成者	25
8-4. 避難実施計画の周知	25
8-5. 避難の実施	25
9. 参考資料	
対象ごとの主な防護措置一覧	26
用語解説	27

1 計画の基本的事項

1-1. 本計画の趣旨

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、平成24年6月には、災害対策基本法および原子力災害対策特別措置法（以下、原災法という。）等の関係法令の改正がなされ、平成24年10月には原子力規制委員会により新たに原子力災害対策指針が策定された。

また、平成26年2月に青森県地域防災計画（原子力編）（以下「県防災計画」という。）が修正され、平成26年4月に東通村地域防災計画（原子力編）（以下「村防災計画」という。）を修正した。

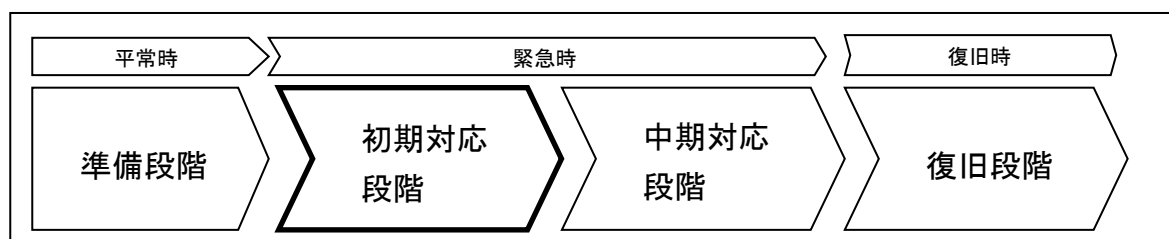
これらを踏まえ、平成26年4月には、東通村地域防災計画（原子力編）を修正し、新たに盛り込まれた、原子力災害対策重点区域の拡大や広域避難への対応などを踏まえた東通村避難計画（原子力編）（以下「避難計画」という。）を予め作成した。

なお、これらの関係法令、指針、計画等については、必要に応じて適宜修正がなされているところである。

1-2. 本計画の位置づけ

- ①東通村地域防災計画（原子力編）に基づき、村民等（1-5. 他避難計画との関係に記載する避難計画の対象者を除く）を対象として作成する避難計画である。
- ②本計画は原子力災害時における初期対応段階の防護措置等に関する対応の基本的事項について定める。

《緊急事態の段階》



- ③本計画に基づき、予め作成する「避難実施計画（案）」を村防災計画に定める防災対策上必要とされる資料の1つである「地区ごとの避難計画」とする。
- ④なお、原子力災害時には被害や事故の状況等を踏まえ、避難実施計画（案）を参考として、避難実施計画を作成し、避難を実施する。

1－3. 本計画の修正

- ①関係法令または原子力災害対策指針の改正、県防災計画または村防災計画の修正があった場合、また、避難に係る社会環境の変化等があった場合には、本計画についても速やかに整合性等の確認を行い、必要に応じて修正するものとする。
- ②本計画の修正にあたっては、青森県、関係市町村、関係機関による検討や協議の内容を踏まえ、最新の知見を反映するものとする。

1－4. 本計画の作成または修正に際し参考とすべきもの

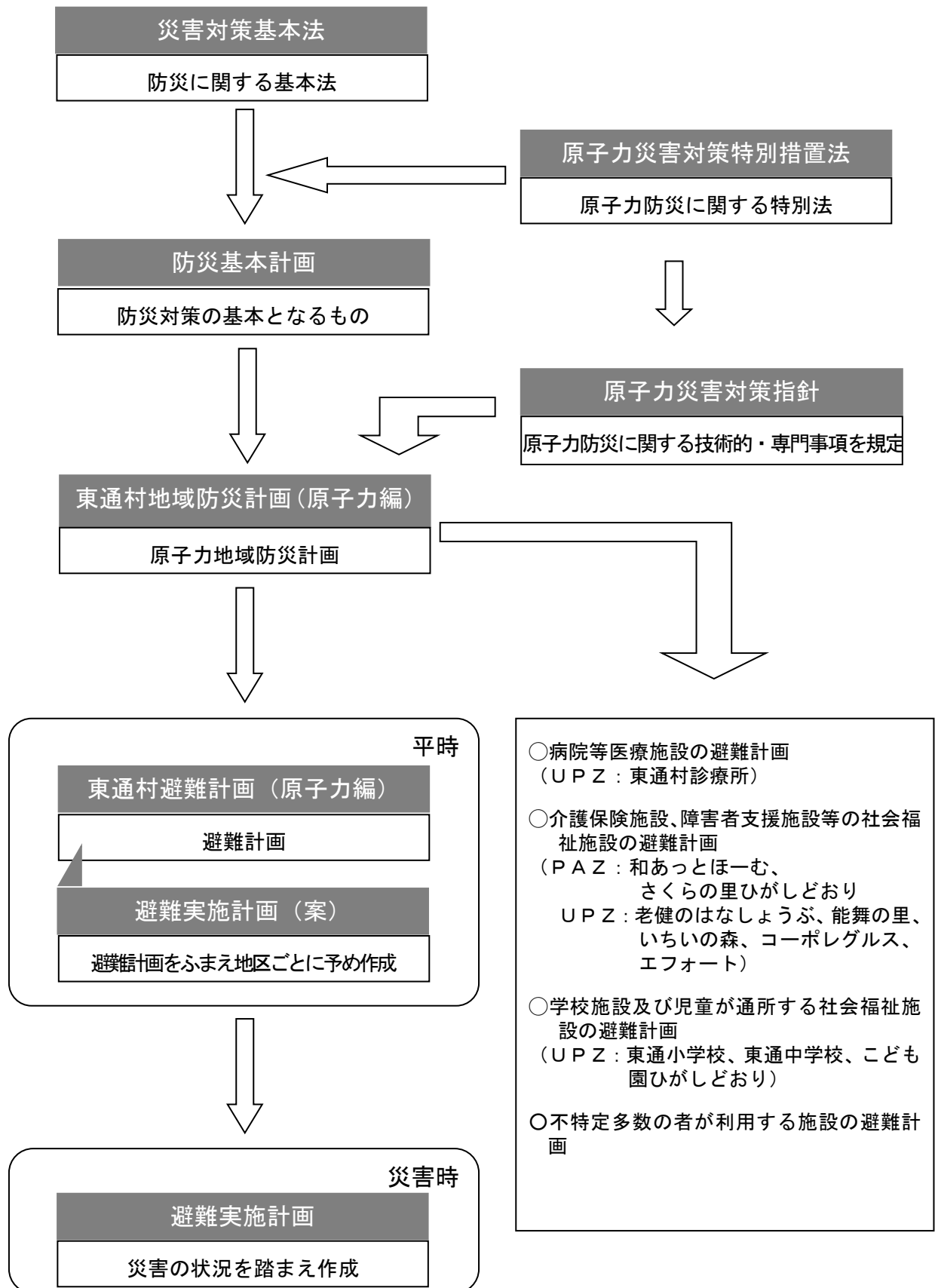
- ・原子力災害対策指針
- ・防災基本計画
- ・青森県地域防災計画（原子力災害対策編）
- ・東通村地域防災計画（原子力編）
- ・東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方

1－5. 他避難計画との関係

村防災計画において作成することとしている次の計画については、各避難計画の作成者において、青森県、東通村と連携し本計画を踏まえ、作成・修正するものとする。なお、各避難計画に定めのない事項は、本計画を参考として、防護措置を実施するものとする。

- ・病院等医療施設の避難計画
- ・介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の避難計画
- ・学校施設及び児童が通所する社会福祉施設の避難計画
- ・不特定多数の者が利用する施設の避難計画

○図 1 - 1 東通村避難計画（原子力編）及び避難計画の体系図



2 避難計画の対象範囲

2-1. 本計画の対象範囲

本計画の範囲は東通村内全域（医療福祉施設、学校等施設等を除く）とする。

2-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲及び人口

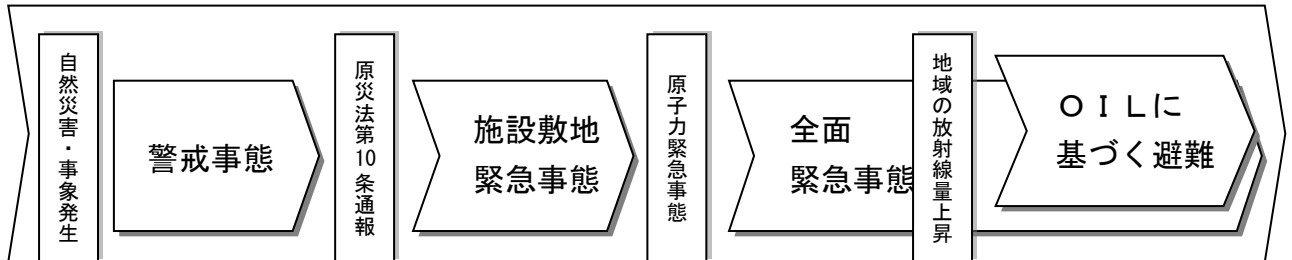
R4. 12月現在 住民基本台帳

区 域	発電所からの距離	地 区	世帯数	人口	計
予防的防護措置 を準備する区域 (PAZ)	0~5 k m	小田野沢	388	740	2,385
		老部	343	694	
		白糖	473	951	
緊急時防護措置 を準備する区域 (UPZ)	5~10 k m	上田代	21	32	155
		下田代	11	20	
		砂子又（里除く）	51	103	
	10~15 k m	里	248	522	1,083
		猿ヶ森	26	50	
		桑原	25	43	
		蒲野沢	92	187	
		上田屋	68	137	
		下田屋	29	46	
		石蔵平	22	42	
		豊栄	11	24	
	一里小屋	13	32		
	15~20 k m	鹿橋	62	119	1,471
		石持	75	159	
		向野	70	118	
野牛		38	70		
目名		86	189		
早掛平		39	88		
大利		53	116		
東栄		10	24		
古野牛川		83	239		
入口		113	259		
稲崎		16	44		
褰部	27	46			
20~25 k m	岩屋	85	218	840	
	尻労	168	349		
	尻屋	82	273		
合 計			2,828	5,934	

3 避難計画の基本方針

3-1. 緊急事態区分等の概要

《緊急事態の初期対応段階》



3-2. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域における区分別の主な防護措置は次のとおりとする。なお、防護措置の実施において、特に配慮が必要となる者に対する対応は別頁に定める。

OPAZ（5 km）内

《警戒事態》※原子力施設の重大な故障が発生した場合等に限る。

- ・施設敷地緊急事態要避難者（医療機関及び社会福祉施設等（以下、「医療福祉施設等」という。）の入所者等を含む。）は、避難の準備をする。

《施設敷地緊急事態》

- ・施設敷地緊急事態要避難者（医療福祉施設等の入所者を含む。）は避難する。
- ・その他の住民は、避難の準備をする。

《全面緊急事態》

- ・住民、一時滞在者、東通村内企業従事者（以下「住民等」という。）は、避難する。

OUPZ（30 km）内

《警戒事態》

- ・住民等は、東通村等からの情報に注意する。

《施設敷地緊急事態》

- ・住民等は、屋内退避の準備をする。

《全面緊急事態》

- ・住民等は、屋内退避する。

《OILに基づく避難等》

- ・避難または一時移転の指示があった地域の住民等は、避難または一時移転を実施する。

4 避難方法および避難経路

4-1. 避難方法

避難方法は、原則として以下のとおりとする。

○陸路避難の方法及び経路

【前提条件】

- ・道路の利用については避難経路上の放射線の測定結果等に基づき、当該経路が安全に使用可能と判断された場合に活用する。
- ・夜間や豪雪時の避難についても、予め対策を検討し円滑な避難に努める。
- ・地震・津波等により道路が寸断された場合は、屋内退避を実施するとともに、状況に応じ、一時的な避難場所を選定する。また、関係機関と協議し、海路・空路による避難等を検討する。

【避難方法】

- ・自家用車による避難を基本とする。
- ・東通村は、避難経路上の渋滞・混雑を緩和するため、関係機関に対して、交通規制・交通誘導を要請するとともに、避難の際は自家用車への乗り合せによる避難を推奨するものとする。
- ・PAZ内の避難においては、安定ヨウ素剤の事前配布を受けている者は、自宅等から直接避難先へ向かうものとする。
- ・UPZ内の避難においては、放射線の測定結果に基づき、避難対象地区ごとに段階的な避難を実施する。また、避難退域時検査場所、安定ヨウ素剤緊急配布場所を経由して避難するものとする。
- ・避難行動要支援者は、一時集合場所に集合した後、青森県または東通村が確保する避難車両により避難先へ避難するものとする。

※バスの必要台数の目安は表4-1、一時集合場所は表4-2、避難先一覧は表4-3参照

【避難経路】

- ・下記の避難経路を基本とする。【図4-1】
- ・東通村は、避難者の被ばく低減を図るため、放射線の測定結果等を踏まえ、被ばくリスクが最小限となる避難経路を選定する。
- ・東通村は、自然災害による複合災害が発生した場合には、道路の被災状況も踏まえ代替避難経路等を選定する。

◇発電所より南側の地区（老部地区、白糠地区）

国道338号を南下 ⇒ 下北半島縦貫道路等 ⇒ 国道4号
⇒ 青森市（避難先）

◇発電所より北側の地区（白糠・老部を除く全地区）

村道等 ⇒ 国道338号または主要地方道むつ尻屋崎線等 ⇒ 市道酪農1号（ボンサーブの通り）注 ⇒ 国道279号 ⇒ 国道4号 ⇒ 青森市（避難先）

注）発電所北側の避難経路は、円滑な避難を実施するため、むつ市街地の交通規制や渋滞を回避し、市道酪農1号線を経由するものとする。【図4-2】

○海路避難の方法

- ・陸路の安全が確認できない場合等は、船舶の活用を検討する。
- ・避難に用いる船舶は、民間船舶を基本とするが、青森県を通じて協議し、自衛隊艦船、海上保安庁の船舶などあらゆる手段を検討する。
- ・使用港については、当日の天候、災害の状況、船舶の配置状況等を勘案し決定するが、原則として大間港、脇野沢漁港を活用する。【図4-3】
- ・使用港までの移動は、原則として、一時集合場所からバスなどの車両により集団移動するものとし、青森県と調整し、移動用の車両を確保する。

○空路避難の方法

- ・陸路の安全が確認できない場合や集落が孤立化した場合等は、ヘリコプターの活用を検討する。
- ・避難に用いるヘリコプターの確保は、青森県を通じて、関係機関と協議するものとする。
- ・ヘリコプターの離着陸場所は、天候、災害の状況等を勘案し、運行機関と協議の上決定する。
- ・ヘリコプターの離着陸場所までの移動は、原則として徒歩とする。ただし、必要に応じて、自家用車または青森県と調整し確保したバスなどの車両を利用する。

4-2. 学校施設及び児童が通所する社会福祉施設の対応

- 学校施設及び児童が通所する社会福祉施設（以下「学校等施設」という。）の管理者は、警戒事態において、東通村の指示または独自の判断により、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の保護者への受け渡しを開始するものとする。
- 学校等施設の管理者は、全面緊急事態に至った場合は、PAZ内に対する避難指示、UPZ内への屋内退避指示が発出されることを踏まえ、生徒等の保護者への受け渡しを中止するものとする。

- 学校等施設内に保護者への引き渡しができなかった生徒等がいる場合は、当該施設内への屋内退避を基本とし、東通村との間で避難も含めた対応を検討するものとする。この間、必要に応じ、放射線防護対策を実施した施設（以下「放射線防護対策施設」という。）を活用するものとする。
- 学校等施設の所在地が避難対象区域となった場合は、東通村の指示に従い、東通村が確保する避難用の車両により避難するものとする。
- 東通村は、スクールバス業者を中心に、東通村が青森県と協議し、避難用の車両を確保する。

4-3. 関係機関の状況

- 東通村は、警察・消防・自衛隊等の活動状況について、情報収集と連携に努める。
- 東通村は、特に複合災害時や冬季間には、関係機関から避難経路や避難先の被害状況等の情報を踏まえ、避難経路を検討し、避難実施計画に反映するものとする。

4-4. 避難誘導中の放射線測定

- 避難誘導業務に従事する東通村は、避難誘導中についても、状況の判断ができるように、放射線を測定する。
- 東通村は、資機材の整備や東通村職員の教育・訓練等の実施に努める。

4-5. 残留者への対応

- 東通村は、警察、消防、行政連絡員、民生委員、消防団と連携し、残留者の確認を行う。
- 東通村は、消防、消防団と連携し、広報車等による残留者への巡回広報を行う。
- 東通村は、効率的な残留者の把握のため、玄関等への表示などの避難済みの世帯の確認方法の検討を行うとともに、当該方法の関係機関との情報の共有化を図る。

4-6. 一時滞在者、東通村内企業従事者への対応

- 東通村は、警戒事態（原子力施設の重大な故障が発生した場合に限る。）において、一時滞在者、東通村内企業従事者（以下「一時滞在者等」という。）に対し、防災行政用無線等の広報手段を用いて、早期帰宅を促すものとする。
- 全面緊急事態において、P A Z内に滞在し、自家用車による避難が困難な一時滞在者等は、一時集合場所より避難車両等により避難するものとする。
- 全面緊急事態において、U P Z内に滞在し、帰宅できなかった一時滞在者等は、各事業所または近隣の指定避難所等で屋内退避するものとする。

4-7. 避難誘導時の食料等の支給について

- 東通村は、避難中または避難後の住民に対して、水・食料等の備蓄物資を支給するとともに、不足する場合は青森県等と協議する。

○東通村は、避難者に対して、可能な範囲で食料品（2日分）を持参して避難することを呼びかけるものとする。

4-8. 避難時の住民における留意事項

○避難にあたっては、貴重品・着替えなどは必要最小限とし、荷物は、屋外での放射性物質による汚染を防止するため袋等に入れ携行すること。

○放射性物質の体の表面への付着や体内への取り込みを防ぐため、長袖の上着、長ズボン、帽子、マスクなど肌の露出をできるだけ避けた服装を心がけること。

○避難にあたっては、隣近所に声を掛け合い、助けあって避難すること。

○家畜等について、可能であれば長期間分の餌・水などを与えてよいが、人の避難が最優先であること。家畜等の救護は、避難後に行政等の指示に従うこと。

○東通村は、災害の実態に応じて、青森県と連携し、住民に対して、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

4-9. 誘導時の東通村職員における留意事項

○東通村職員は、冷静に行動し、住民の安全の確保や適切な情報伝達に努めること。

○東通村職員は、防災服や腕章等により、立場や役割を明確にすること。

○東通村職員は、住民にわかりやすく状況を説明し、無用な不安を与えないこと。

4-10. 避難を円滑に行うための対応

(1) 避難者カード【図4-4】

①避難者は、円滑な避難者の識別のため、避難所へ入所する際は、避難所の受付に避難者カードを提出するものとする。避難者は、安定ヨウ素剤の事前または緊急配布時に配布する避難者カードに必要事項を記入しておくものとする。避難者カードを受領していない者は、避難所の受付にて避難者カードを受領し、記入した後に提出するものとする。

②東通村は、避難所において、記載された避難者カードを回収・整理し、避難者名簿を作成する。

(2) 避難車両認識票【図4-5、図4-6】

①避難者は、円滑な避難車両の識別のため、自家用車により避難する際は、安定ヨウ素剤の事前または緊急配布時に配布する避難車両認識票を避難車両に掲示するものとする。

（東通村PAZ：黄、東通村UPZ：オレンジ）

②避難者は、安定ヨウ素剤の服用状況について、避難車両認識票に記載するものとする。

4-11. 自然災害との複合災害が発生した場合の対応

○自然災害との複合災害が発生した場合は、人命の安全を第一とし、自然災害によ

る人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

4-12. 感染症流行下における対応

○東通村は、感染症流行下において避難または一時移転を行う場合、その過程または避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。

○表 4-1 バスの必要台数の目安（1台 40名で計算）

区 域	発電所からの距離	地 区	バス避難人数			バス台数	
			避難行動要支援者（在宅）※1	付添者数※2	計	小計	合計
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	0～5km	小田野沢	18	18	36	1	5
		老部	22	22	44	2	
		白糠	31	31	62	2	
PAZ 合計						5	
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	5～10km	上田代	1	1	2	1	1
		下田代	0	0	0		
		砂子又（里含む）	6	6	12		
	10～15km	猿ヶ森	0	0	0	2	2
		桑原	2	2	4		
		蒲野沢	5	5	10		
		上田屋	4	4	8		
		下田屋	2	2	4		
		石蕨平	3	3	6		
		豊栄	0	0	0		
		一里小屋	0	0	0		
	15～20km	鹿橋	9	9	18	2	3
		石持	6	6	12		
		野牛	2	2	4		
		目名	5	5	10		
		向野	1	1	2		
		早掛平	2	2	4		
		大和	3	3	6		
		東栄	0	0	0		
		稲崎	0	0	0		
		古野牛川	4	4	8		
		入口	5	5	10		
	巖部	1	1	2			
20～25km	尻労	10	10	20	1	1	
	岩屋	6	6	12			
	尻屋	0	0	0			
UPZ 合計						7	
総合計						12	

※1 避難行動要支援者（在宅）：要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1・2級の単身世帯者、難病患者、自治体が支援を決めた者など。（医療福祉施設入所者は各施設避難計画による）
ただし、上記には福祉車両等を活用する者も含まれる。

※2 付添者数：在宅支援者1名につき1名

○学校・教育施設のバス必要台数の目安

・東通小学校、中学校 13台（最大）、こども園ひがしどおり 5台（幼稚園バス）

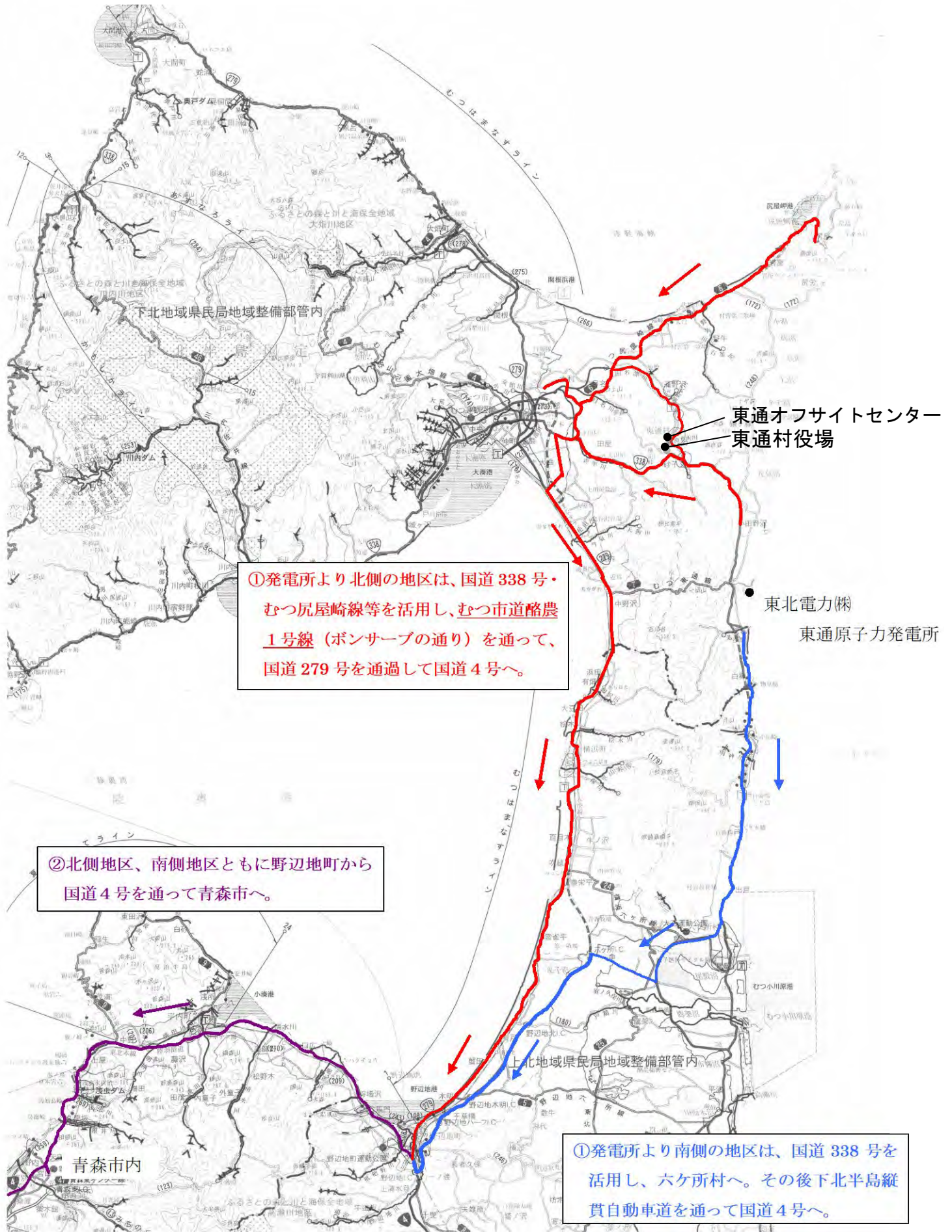
○表 4-2 バス避難時の一時集合場所一覧

地区名	一時集合場所	住 所	電話番号
小田野沢	小田野沢地区学習等供用センター※ ¹	小田野沢字北向 37-2	48-2003
	東京電力 HD(株)新小田野沢寮敷地※ ²	小田野沢字中川目 55-2	—
老 部	老部地区多目的集会施設「老部ふるさと館」	白糠字前田 20	31-1860
白 糠	白糠地区多目的集会施設「いさりび館」※ ¹	白糠字向流 109-2	46-2006
	白糠地区避難施設	白糠字下馬坂 81-1	—
下 田 代	下田代集会所	猿ヶ森字稻荷林 4	—
上 田 代	田代地区多目的集会施設	砂子又字大川目 25-1	48-2388
砂 子 又	砂子又地区多目的集会施設「ふれあいの館」	砂子又字川原 10-1	48-2809
里	東通村体育館	砂子又字沢内 5-34	27-2200
猿ヶ森	猿ヶ森農民研修所	猿ヶ森字村中 34	48-2826
桑 原	桑原集会所	砂子又字新田 29-12	—
上 田 屋	上田屋地区多目的集会施設「能舞の館たや」	田屋字家ノ上 8-2	27-3207
下 田 屋	下田屋部落集会所	田屋字沢 44-1	—
石 蕨 平	石蕨平集会所	田屋字館古横道 112-1	—
豊 栄	豊栄集会所	田屋字館古横道 221	—
一里小屋	一里小屋開拓婦人ホーム	田屋字館古横道 32-8	—
蒲 野 沢	蒲野沢地区多目的集会施設「山あいの里」	蒲野沢字前田 24-1	27-3066
鹿 橋	鹿橋集会所	蒲野沢字鹿橋山 2-12	27-3021
向 野	向野ふれあいセンター	目名字向野 37-8	—
目 名	目名地区多目的集会施設「布名見の里」	目名字掛畑 3-1	27-2055
大 利	大利地区多目的集会施設「ふるさと伝承館」	大利字冷水 5-2 地内	27-2145
早 掛 平	早掛平集会施設「白桜の郷」	大利字早掛平 1-25	—
石 持	石持地区活力倍增センター	蒲野沢字石持 51-1	27-2086
東 栄	大地の里	蒲野沢字大久保 76	—
稲 崎	稲崎地区多目的集会施設「稲崎の館」	野牛字稲崎平 21-1	—
入 口	入口地区多目的集会施設「入口かしわの館」	野牛字釜ノ平 53-2	27-2052
古野牛川	古野牛川地区多目的集会施設「しおさいの館」	野牛字釜ノ平 5-83	27-2234
野 牛	野牛部落会館	野牛字水上 6	27-2054
褒 部	褒部集会所	岩屋字田畑 11-3	—
岩 屋	岩屋集会所※ ¹	岩屋字往来 135-5	47-2032
	岩屋漁村センター※ ¹	岩屋字往来 173	47-2827
	岩屋地区避難施設※ ²	岩屋字小沢平 1-15	—
尻 労	尻労漁村センター	尻労字小倉 11-4	47-2818
尻 屋	尻屋地区多目的集会施設「水神の郷」	尻屋字山根 61-2	47-2815

※¹ 津波警報等が発令された場合は、一時集合場所として使用しない施設

※² 津波警報等で海拔の低い一時集合場所が使用できない場合の代替施設

○図4-1 陸路避難経路図(案)



○図 4-2 効率的避難のための交通規制箇所（むつ市からの流入車両規制）



【東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方（平成 28 年 3 月）を基に作成】

○図 4-3 海路避難における活用船舶案

社名・団体名	避難に活用を想定する航路
津軽海峡フェリー株式会社	大間～函館 青森～函館
青函フェリー株式会社	青森～函館
むつ湾フェリー株式会社	脇野沢～蟹田
仏ヶ浦海上観光株式会社	(佐井)・脇野沢～蟹田 (平館・青森)
むつ市	(佐井)・脇野沢～蟹田 (平館・青森)



【東通原子力発電所の原子力災害時における広域避難の基本的な考え方（平成 28 年 3 月）を基に作成】

○表 4 - 3 地区別避難先

施設名称	所在地	電話番号	収容人員(人)	地区	人口	計
ゆーさ浅虫	青森市浅虫字蛸谷 341-19	017-737-5151	240	上田代	32	102
				下田代	20	
				猿ヶ森	50	
マエダアリーナ (新青森県総合運動公園総合体育館)	青森市大字宮田字高瀬 22-2	017-737-0600	2,560	老部	694	2,385
				白糖	951	
				小田野沢	740	
青森工業高等学校	青森市大字馬屋尻字清水流 204-1	017-737-3600	470	蒲野沢	187	333
				桑原	43	
				砂子又	103	
野内小学校	青森市大字野内字菊川 155	017-726-3240	280	上田屋	137	183
				下田屋	46	
原別小学校	青森市大字原別字袖崎 8	017-726-3100	400	石持	159	278
				鹿橋	119	
青森商業高等学校	青森市戸山字安原 7-1	017-765-6030	550	尻労	349	349
東中学校	青森市大字八幡林字熊谷 28	017-726-2135	640	里	522	522
東部市民センター	青森市原別三丁目 8-1	017-736-6255	210	石蔵平	42	98
				一里小屋	32	
				豊栄	24	
青森東高等学校	青森市原別三丁目 1-1	017-736-2444	710	東栄	24	636
				稲崎	44	
				入口	259	
				古野牛川	239	
				野牛	70	
造道小学校	青森市造道三丁目 4-16	017-741-0614	520	大利	116	511
				早掛平	88	
				向野	118	
				目名	189	
青森県立保健大学	青森市大字浜館字間瀬 58-1	017-765-2000	550	褰部	46	537
				岩屋	218	
				尻屋	273	
東陽小学校	青森市大字宮田字玉水 181-1	017-726-2227	370	不測の事態が発生した場合に備え、予備として確保		
造道中学校	青森市岡造道二丁目 14-1	017-741-3413	550	不測の事態が発生した場合に備え、予備として確保		

○図 4 - 4 避難者カード

施設名	受付日時・時刻	受付担当者
①		
②		
③		

避難者カード

カードNo. _____

①入所日					
②一緒に避難した世帯の状況（避難者のみ記入）			③自治会		
氏名		年齢	性別		
代表者 家族	氏名			④住所	
				⑤自宅電話	
				⑥携帯電話	
				⑦車両 車種： ナンバー：	
				⑧ペット あり⇒種類： なし	
			⑨次の行き先 ・避難所（ ・その他 ⇒ ⑰・⑱に記入		
⑩一緒に避難していない家族		年齢	性別	⑪連絡はとれましたか	⑫どこに避難していますか
家族				○ / ×	・（ ・不明
⑬資格・特技					
⑭伝えておきたいこと（介護・障害・乳幼児・アレルギー・持病、文化、宗教上の理由など）					
⑮安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えてもよいですか					はい・いいえ
⑯親族などの緊急連絡先	氏名		電話		備考
⑰退所日					
⑱退所先		氏名：		電話番号：	
		住所：			
⑲退所先の問い合わせがあった場合、住所・氏名を答えてもよいですか					はい・いいえ
⑳備考					

○図 4 - 5 避難車両車両認識票【PAZ】(東通村の様式例)

東通村(PAZ)		
避難車両		
安定ヨウ素剤服用	避難退域時検査	避難所受付
	/	

○図 4 - 6 避難車両認識票【UPZ】(東通村の様式例)

東通村(UPZ)		
避難車両		
安定ヨウ素剤服用	避難退域時検査	避難所受付

5 避難行動要支援者等への支援

5-1. 避難行動要支援者（在宅）への支援

- 東通村は、青森県と調整し、避難行動要支援者名簿に基づき、避難指示地区の一時集合場所へ青森県または東通村が確保するバス等の避難車両を配車する。
- 東通村は、避難において、福祉車両等が必要となった場合には、青森県、近隣の市町村または社会福祉施設等と調整し確保する。
- 東通村は、避難行動要支援者に係る個別避難計画に基づき、消防団、民生委員の協力のもと避難行動要支援者の避難を支援する。

5-2. 医療福祉施設等入所者への対応

- 医療福祉施設等の管理者は、管理する施設の避難計画に基づいて防護措置を実施するものとする。
- 医療福祉施設等の管理者は、避難車両が不足する場合は、東通村に対して避難車両の確保を要請するものとし、東通村は青森県と調整し確保する。

5-3. 避難により健康リスクが高まる者等への対応

- 避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避するものとし、必要に応じて放射線防護対策施設を活用するものとする。
- 放射線防護対策施設の管理者は、全面緊急事態において、東通村からの指示に従いまたは独自の判断により、避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者等を屋内退避させるとともに、放射線防護対策設備を起動するものとする。
- 放射線防護対策施設の管理者は、屋内退避においては、予め備蓄している食料などの物資等を活用するとともに、不足する物資等については、東通村へ連絡するものとし、東通村は青森県と調整し確保する。

5-4. 受入施設の確保

- 東通村は、適切な避難手段及び避難先の手配について、青森県等と調整し、準備が整った段階で避難を実施する。
- 避難行動要支援者等は、原則として、指定一般避難所へ避難し、必要に応じて、青森県と調整した医療福祉施設、指定福祉避難所、旅館ホテル等へ二次避難するものとする。
- 医療福祉施設等の入所者の受入施設は、東通村が青森県と調整（原子力災害に係る避難先施設登録制度の活用）し、青森県が受入施設を決定する。

- 東通村は、避難元施設に対して、避難経路や受入施設を正確に連絡する。
- 受入施設への避難は、原則として、安定ヨウ素剤緊急配布場所及び避難退域時検査場所を経由する。

6 安定ヨウ素剤の配布、服用等

6-1. 安定ヨウ素剤の配布、服用に係る方針

○PAZ

- ・全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するなど予防的防護措置を実施することが必要となる。この避難に際して、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行うことができるように、安定ヨウ素剤は事前配布を基本とし、国または青森県の指示若しくは東通村の独自の判断に従い服用させる。

○UPZ

- ・全面緊急事態に至った場合、屋内退避を実施し、プラント状況や空間放射線量等に応じて、避難等の防護措置を講じることから、避難等と併せて安定ヨウ素剤の服用を行うことができる体制を整備する。安定ヨウ素剤は、避難時に緊急的に配布すること（緊急配布）を基本とし、国または青森県の指示若しくは東通村の独自の判断に従い服用させる。

6-2. PAZ内への安定ヨウ素剤の事前配布

- 東通村は、原則として、住民等に対する説明会を開催し、説明書とともに安定ヨウ素剤を配布する。
- 安定ヨウ素剤の服用が不適切な者、乳幼児とその保護者等は、施設敷地緊急事態の段階において避難するものとする。

6-3. PAZ内への安定ヨウ素剤の緊急配布

- 東通村は、安定ヨウ素剤が服用可能な者のうち、紛失、外出等により所持していない者等に対して、緊急配布場所で安定ヨウ素剤を配布する。
- 東通村は、警戒事態（原子力施設の重大な故障が発生した場合等に限る。）において、安定ヨウ素剤を緊急配布場所へ運搬するとともに、施設敷地緊急事態要避難者等に対する配布準備を開始する。
- 東通村は、施設敷地緊急事態において、施設敷地緊急事態要避難者等に対して、安定ヨウ素剤を配布する。
- 東通村は、全面緊急事態において、住民等に対して、安定ヨウ素剤を配布する。
- PAZ内住民等への緊急配布場所は、以下のとおりとする。

対象地区	施設名
小田野沢	東通村体育館
老部、白糖	白糖地区避難施設

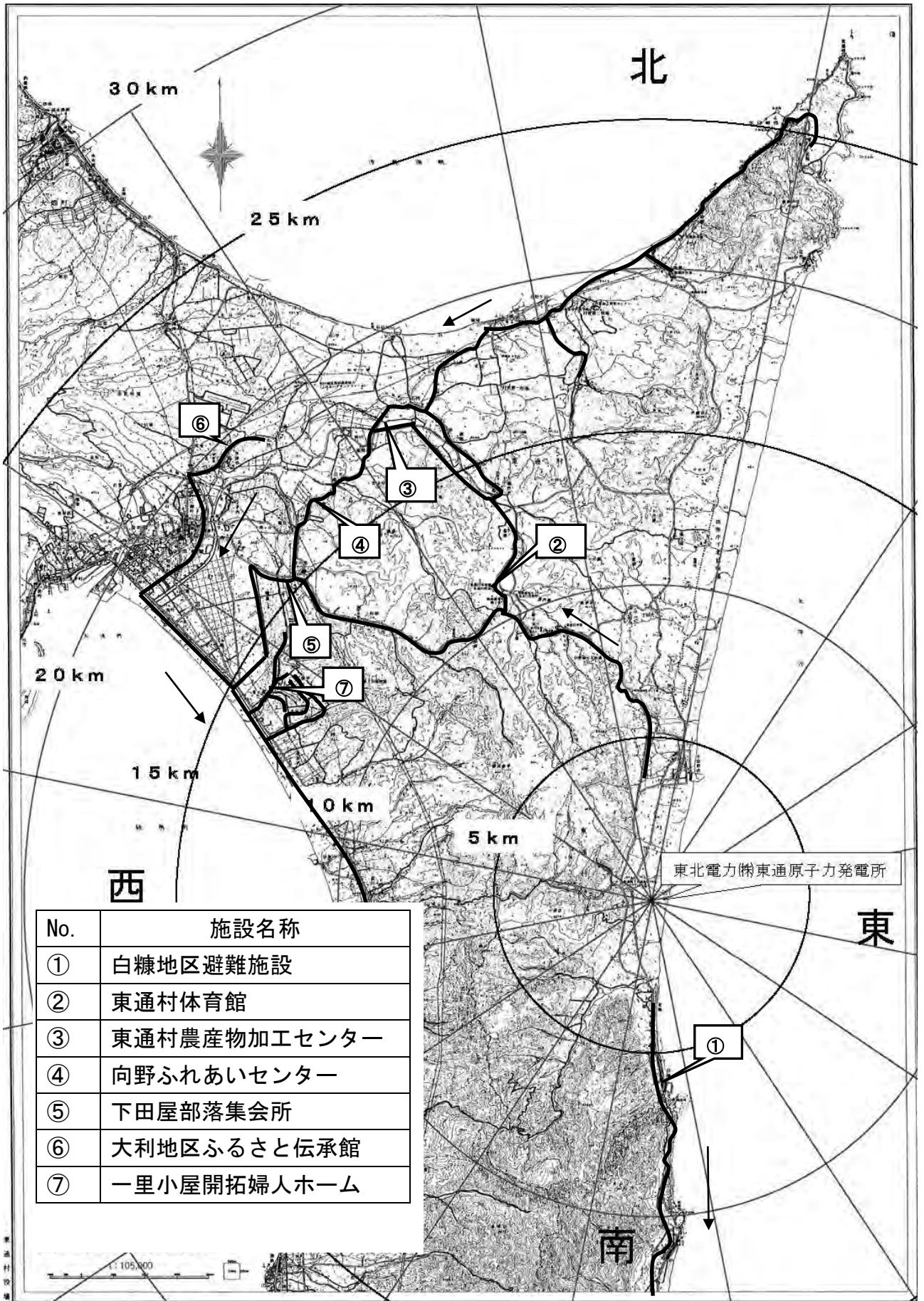
6-4. U P Z内への安定ヨウ素剤の緊急配布

- 東通村は、安定ヨウ素剤が服用可能な者に対して、緊急配布場所で安定ヨウ素剤を配布する。
- 東通村は、施設敷地緊急事態において、安定ヨウ素剤を緊急配布場所へ運搬するとともに、配布準備を開始する。
- 東通村は、全面緊急事態において、服用準備を開始する。
- 東通村は、避難または一時移転の指示があった場合は、避難者に対して、安定ヨウ素剤を配布する。
- U P Z内住民等への緊急配布場所は、以下のとおりとする。

対 象 地 区	施 設 名
尻屋、尻労、岩屋、襦部、野牛、古野牛川、入口、稲崎、東栄、鹿橋、石持	東通村農産物加工センター
砂子又（里含む）、猿ヶ森、下田代、上田代、蒲野沢、桑原	東通村体育館
向野、目名	向野ふれあいセンター
大利、早掛平	大利地区多目的集会施設「ふるさと伝承館」
上田屋、下田屋	下田屋部落集会所
豊栄、石蔵平、一里小屋	一里小屋開拓婦人ホーム

※本表の対象地区と配布場所はあくまでも計画であり、他地区の住民であっても配布可能とする。

○図6-1 安定ヨウ素剤緊急配布場所位置図



7 避難等に関する指示、情報伝達

7-1. 広報手段

- 避難等に関する広報は、防災行政無線、広報車、IP告知端末、メール配信サービス、エリアメール、ホームページ、東通村公式SNSなど様々な手段を使用し
て行う。

7-2. 主な広報内容

○警戒事態

- ・原子力発電所等の状況
- ・現時点で避難の必要はないこと
- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備【PAZ】
- ・園児、児童、生徒の保護者受け渡しの開始

○施設敷地緊急事態

- ・原子力発電所等の状況
- ・施設敷地緊急事態要避難者の避難【PAZ】（手段、避難先、一時集合場所）

○全面緊急事態

- ・原子力発電所等の状況
- ・住民避難【PAZ】（手段、避難先、一時集合場所）
- ・屋内退避【UPZ】
- ・安定ヨウ素剤の服用【PAZ】
- ・安定ヨウ素剤の緊急配布【PAZ】

○○ILに基づく避難

- ・原子力発電所等の状況
- ・対象地区住民の避難【UPZ】（手段、避難先、一時集合場所）
- ・安定ヨウ素剤の緊急配布・服用【UPZ】

※いずれの事態においても、自主避難を控え、東通村の指示に従い落ち着いて行動するよう広報する。

7-3. 関係機関への指示、情報伝達

○学校等施設への通信連絡

- ・東通村は、学校等施設の管理者に対して、事故情報等の連絡、生徒等の保護者受け渡しの開始、屋内退避、避難等の要請または指示を行う。

○医療福祉施設等への通信連絡

- ・東通村は、東通村内医療福祉施設等の管理者に対して、事故情報等の連絡、屋内退避、避難等の要請または指示を行う。

○関係機関への通信連絡

- ・東通村は、東通村内関係機関（行政連絡員、農林水産団体、商工団体等）に対して、事故情報等の連絡、屋内退避、避難等の要請または指示を行う。

○放射線防護対策施への連絡

- ・東通村は、放射線防護対策施設の管理者に対して、避難により健康リスクが高まる者の屋内退避の受入、放射線防護対策設備の起動、避難等の要請または指示を行う。

8 避難の実施

8-1. 避難実施計画（案）の準備

○東通村は、原子力災害発生時に迅速かつ円滑に住民を避難させるため、本計画に基づき、災害発生以降でなければ確定することができない部分を除き、予め地区ごとに想定される対策を検討するとともに、関係機関と調整の上、避難実施計画（案）を作成する。

○東通村は、平常時より、避難に必要となる事項について、住民及び関係機関への周知に努める。

8-2. 避難実施計画の作成時期

○東通村は、警戒事態発生以降に、必要の都度、避難実施計画を作成する。

○東通村は、予め作成している避難実施計画（案）を活用し、事態の進展を勘案し、関係機関と調整の上、災害発生以降に確定した内容を反映し、速やかに避難実施計画を作成する。

8-3. 避難実施計画の作成者

○避難実施計画は、東通村災害対策本部（事務局）が作成し、東通村災害対策本部長の承認を得て決定する。

8-4. 避難実施計画の周知

○東通村は、避難実施計画を作成した際は、防災関係機関に対し、避難実施計画を伝達するとともに、避難の実施に係る協力を要請する。

8-5. 避難の実施

○避難は、国または青森県の指示若しくは東通村の独自の判断に基づき、避難対象区域に避難を指示し、避難を実施する。

○避難の実施にあたっては、本計画に基づき作成した避難実施計画に従い実施する。

以上

(参考) 対象ごとの主な防護措置一覧

区分	対象者	警戒事態	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態	OIL 値超過またはそのおそれ
P A Z	施設敷地緊急事態要避難者	避難の準備	避難		
	医療福祉施設等の入所者	避難の準備	避難		
	その他の住民		避難準備	避難	
U P Z	こども園、小・中学校	保護者への受け渡し	屋内退避の準備	屋内退避	避難
	医療福祉施設等の入所者		屋内退避の準備	屋内退避	避難 (避難対象地域ごと)
	その他の住民		屋内退避の準備	屋内退避	避難 (避難対象地域ごと)

※避難の避難を実施することにより健康リスクが高まると判断される者については、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避するものとし、必要に応じて放射線防護対策施設を活用するものとする。

■■用語説明■■

○原子力災害対策重点区域

原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある範囲を定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくための区域。実用発電用原子炉（原子力発電所）の場合、当該区域は、PAZとUPZに区分される。

○PAZ (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね5 km圏内、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前から予防的に防護措置を準備する区域。

○UPZ (Urgent Protective action planning Zone)

緊急時防護措置を準備する区域、原子力施設から概ね30 km圏内、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域。

○OIL (Operational Intervention Level)

運用上の介入レベル、UPZ及びUPZ外において、放射性物質が環境へ放出された場合に緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を照らして防護措置の実施を判断する基準。

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

○施設敷地緊急事態要避難者

PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロまたはハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

○避難行動要支援者

市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれ

がある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出またはそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

○施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

○全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

○原災法第10条通報

原子力防災管理者（原子力事業者）は、政令で定める事象が発生した場合、原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、その旨を直ちに関係機関へ通報する。

○原災法第15条報告

原子力防災管理者（原子力事業者）は、政令で定める原子力緊急事態に該当する事象が発生した場合、原子力災害対策特別措置法第15条に基づき、原子力規制委員会に報告する。

○原子力緊急事態宣言

原子力規制委員会が原子力防災管理者（原子力事業者）より、受けた報告が政令に定める原子力緊急事態に該当すると判断した場合は、内閣総理大臣は原子力緊急事態を宣言する。